

静岡労働局発表
令和8年3月30日

【担当】 静岡労働局 労働基準部 健康安全課
課長 皆野川順夫
課長補佐 畑 靖人
○衛生専門官 安本昌寛
(電話) 054-254-6314

令和8年 STOP! 熱中症 クールワークキャンペーンを実施します

静岡労働局（局長 こくぶんかずゆき 國分一行）は、職場における熱中症^{※1} 予防対策を徹底するため、労働災害防止団体などと連携して「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」を実施します。

気象庁発表の東海地方の向こう3か月（4月から6月）の気温予報ではキャンペーン期間の始まる5月は「高い見込み」とされており、今年の夏も厳しい暑さとなることが予想されます。

静岡労働局及び各監督署においては、準備月間である4月から労働衛生管理体制の確立、熱中症に対する設備対策、労働者の暑熱順化への対応等熱中症対策について事業者に周知していきます。

※1 熱中症とは

高温多湿な環境下において、体内の水分と塩分（ナトリウムなど）のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻するなどして、発症する障害の総称。めまい・失神、筋肉痛・筋肉の硬直、大量の発汗、頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐（おうと）・倦怠（けんたい）感・虚脱感、意識障害・痙攣（けいれん）・手足の運動障害、高体温などの症状が現れ、最悪、死に至る場合がある。

1 「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」の概要

準備期間：令和8年4月1日～4月30日

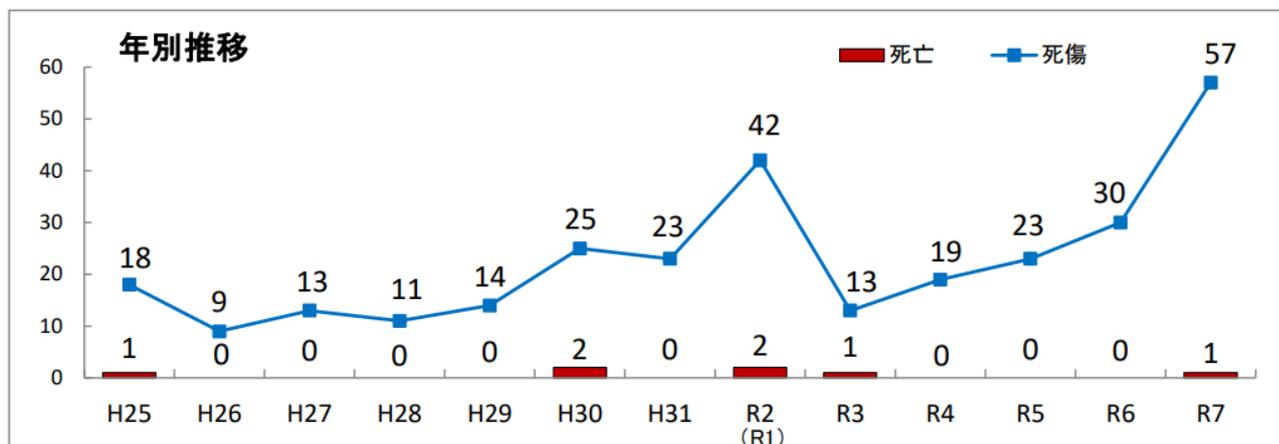
キャンペーン期間：令和8年5月1日～9月30日

2 静岡労働局における実施事項

県内の労働災害防止団体などと連携し、職場における熱中症防止のためのガイドラインに基づく取組について周知・啓発を行います。また、静岡労働局ホームページ及び公式Xを通じた熱中症予防に関する情報の提供、令和6年4月に大塚製薬株式会社と締結した「健康増進に関する包括連携協定」に基づき熱中症予防に関する情報の発信を行います。そのほか、厚生労働省が運営する熱中症に関する資料やオンライン講習動画等を掲載しているポータルサイトの周知を図ります。

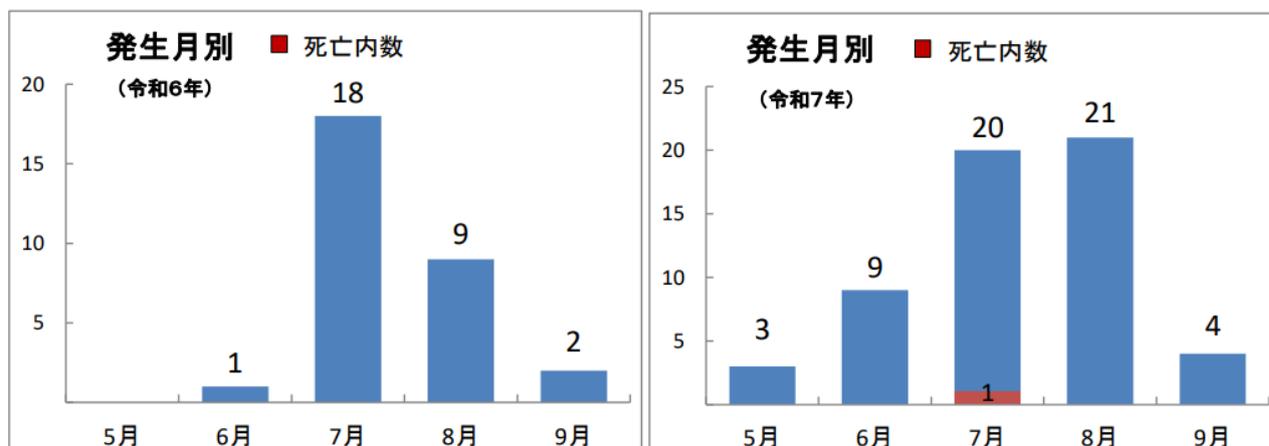
○令和7年の熱中症による労働災害の発生状況（暫定値）

令和7年の静岡労働局管内における熱中症による労働災害は、暫定値で、休業4日以上の死傷災害が57件、うち死亡1件でした。また、令和6年の熱中症による労働災害は、休業4日以上30件、うち死亡0件でした。令和7年は令和6年と比較して熱中症による労働災害は27件の増加となりました。



過去2年間におけるキャンペーン期間中の熱中症による労働災害は例年7月と8月に集中して発生しています。

(参考) 熱中症による労働災害の月別発生件数 (令和6年、令和7年)



○キャンペーン準備月間中（4月）に事業場が実施すべき事項

1. 労働衛生管理体制の確立…事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し熱中症予防の責任体制を確立すること。
2. 暑さ指数（WBGT 値）の把握の準備……JIS 規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検すること。
3. 作業計画の策定……暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定すること。
4. 設備対策の検討……暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討すること。
5. 休憩場所の確保の検討……冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討すること。
6. 服装の検討……透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や送水により身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討すること。
7. 教育研修の実施……管理者、労働者に対する教育を実施すること。

8. 緊急時の対応の事前確認…緊急時の対応を確認し、労働者に周知すること。

※上記 1.5.7.8.については、キャンペーン期間中において、熱中症のおそれのある労働者を早期に見つけ、身体冷却や医療機関への搬送等適切な措置ができるための体制が確立できるよう取り組む必要があります。

○キャンペーン期間中（5月から9月）に事業場が実施すべき事項

1. 暑さ指数（WBGT 値）の低減……………実測した暑さ指数（WBGT 値）について服装による補正を行い、その日の作業内容についての熱中症リスクを正しく見積もり、準備期間に検討した設備対策を実施すること。
2. 休憩場所の整備……………準備期間に検討した休憩場所を設置すること。
3. 服装……………準備期間に検討した服装を着用すること。
4. 作業時間の短縮……………作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止を実施すること。
5. プレクーリング……………作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる
こと。
6. 水分・塩分の摂取……………水分と塩分を定期的に摂取させるとともに、
水分等を携行させることも考慮すること。
7. 暑熱順化への対応……………熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間を
調整すること。（新規入職者や休み明けの労働者は別途注意すること。）
8. 健康診断結果に基づく対応……………次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ
配慮すること。①糖尿病、②高血圧症、
③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、
⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢
9. 日常の健康管理……………当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の
飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指
導し、作業開始前に確認すること。
10. 作業中の労働者の健康状態の確認…巡視を頻繁に行い声をかける、「バディ」を
組ませる等労働者お互いの健康状態に留意
するよう指導すること。
11. 異常時の対応……………あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の
周知徹底、少しでも本人や周りが異変を感じた
ら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等
に基づき適切に対応すること。

※上記 11.については必ず一旦作業を離れ、全身を濡らして送風することなどによ
り身体を冷却すること。症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送すること。
(症状に応じて救急隊を要請)

別添資料

- 1 職場における熱中症防止のためのガイドライン
- 2 熱中症の応急処置マニュアル